

◆事業名 : こども養育支援事業

◆兵庫県明石市（政策部市民相談室）

◆キーワード：『こども養育支援ネットワーク』

◆事業ポイント

○庁内及び関係機関を含めた「こども養育支援ネットワーク」が構築されている。

○各種相談体制を整備し、ワンストップサービスを提供している。

○参考書式・パンフレット等の配布により、養育費や面会交流の取り決めを促している。

◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 26 年 4 月
②実施体制	明石市政策部市民相談室市民相談係
③スタッフ	市民相談係職員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士を含む。） こども養育専門相談については、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）に委託
④事業内容	① 相談体制の充実化 ② 参考書式（合意書・養育プラン・作成の手引き）の配布 ③ 関係機関との連携 ④ 「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布 ⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布 ⑥ 親子交流サポート事業の開始 ⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の試行実施
⑤事業実績（H26 年度）	こども養育専門相談：26 件 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」：参加者 25 名
⑥事業費（H26 年度）	385,000 円 委託料、報償費、消耗品費、旅費

◆事業経緯

明石市では、「こども」を市政運営の特に重要なキーワードとして位置づけ、「こどもを核としたまちづくり」に積極的に取り組んでいる。まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時における「こども」の養育について支援を実施している。

事業経緯としては、平成 24 年 4 月の改正民法の施行に伴って、平成 25 年度から庁内での検討を開始し、平成 26 年 2 月には第 1 回「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催した。そして、平成 26 年 4 月から、①相談体制の充実化、②参考書式の配布、③関係機関との連携の 3 つを柱とした「こども養育支援事業」を開始した。

また、平成 26 年 10 月からは、④「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布、⑤パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布、⑥親子交流サポート事業の開始といった支援策を追加し、平成 27 年 1 月には ⑦講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」を試行的に実施した。

◆支援対象者

支援対象者は、親が離婚又は別居しているこどもと未成年の子がいて離婚を考えている又は離婚をした親である。

◆事業体制

政策部市民相談室市民相談係が主体であり、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の各資格を持つ市

職員が配置されている。

こども養育専門相談は、公益社団法人家庭問題情報センター（以下「FPIC」）に委託している。

◆事業内容

① 相談体制の充実化

- ・弁護士による法律相談

離婚に関する相談だけでなく、法律問題全般の相談を受け付ける。兵庫県弁護士会から派遣された弁護士に加え、弁護士資格を持つ市職員が市役所のほか市内3か所にある市民センターで相談を担当している。

- ・専門職総合相談

弁護士、社会福祉士、臨床心理士の各資格を持つ市職員による総合相談を受け付ける。病気等の理由で外出が困難な市民に対しては、専門職職員が市民の自宅等を訪問して、総合的な相談援助を実施している。

- ・こども養育専門相談

市がFPICに委託しており、FPIC大阪ファミリー相談室から派遣された、家庭裁判所調査官を経験した相談員が担当する。月1回3件までで、養育費や面会交流等のこども養育に特化した専門相談を実施している。

- ・法テラス窓口の設置

日本司法支援センター（以下「法テラス」）の案内窓口を市役所内に設置している。

② 参考書式の配布

養育費や面会交流について取り決めに促すため、「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を作成、配布している。「こどもの養育に関する合意書」には、養育費に関して、養育費の額、支払期限、支払期間、支払方法等の項目が、面会交流に関して、交流の頻度と方法、場所、父母の連絡方法の項目が設けられている。

[こどもの養育に関する合意書]

こどもの養育に関する合意書

1. 親権
こどもの親権については以下のとおりとします。

第1子の名前	性別	生年月日	親権者
第2子の名前	性別	生年月日	親権者

2. 養育費
（父・母）は（父・母）に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の額	養育費の支払期限	いつから	いつまで
第1子 月額 円	□ 毎月 () 日まで	□ この取決めの月から	□ 届() 歳の誕生日まで
第2子 月額 円	□ 毎月 () 日まで	□ この取決めの月から	□ 届() 歳の誕生日まで

その他（入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用等の負担について）

3. 面会交流
こどもの面会交流（離れて暮らす父や母がこどもと定期的、継続的に会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること）については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
□ こどもが宿舎といつても □ () 週間に () 回 □ () 月に () 回	□ 公園・児童施設など □ 児童館 □ その他 ()	□ メール □ 手紙 □ FAX □ () を通じて

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

父
氏名 () 電話 ()
〒 () メール ()
担当 () 緊急連絡先 ()

母
氏名 () 電話 ()
〒 () メール ()
担当 () 緊急連絡先 ()

出典：明石市

[こども養育プラン]

こども養育プラン

あなたの養育プランを書き込みましょう。こどもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 年 月 日

記入者名

こどもの生活拠点
（お子様が生活する場所を書き込みましょう。）

名前	性別	生活の拠点
第1子の名前	男・女	父の家・母の家・その他 ()
第2子の名前	男・女	父の家・母の家・その他 ()

養育のための費用
（大切なお子様の養育や成長のために変わらぬお命です。お父さんお母さんが負担可能な範囲で必要と思われる金額を書き込みましょう。）

養育費の額	養育費の支払期限	養育に関する特記事項
第1子 月額 円	から まで	
第2子 月額 円	から まで	

その他（入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用について）

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について
（離れて暮らすお父さんやお母さんがお子様と定期的、継続的に、会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流する方法を書き込みましょう。）

交流の頻度と方法 （こどもが宿舎といつても） （〇週間に〇回程度、日帰り〇回程度） （〇ヶ月に〇回程度、宿泊〇回程度） （学校や施設など）	交流の場所 （公園・児童施設、その他児童館など）
お父さんとお母さんの連絡方法 （メール、手紙、電話、FAXなど）	

その他

出典：明石市

③ 関係機関との連携

離婚や別居に伴う養育支援のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、定期的に「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催している。この会議での提案をもとに、子ども養育支援事業の施策を展開している。

④ 「子どもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの養育に役立てるため、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子（養育手帳）を希望者に配布している。

⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

親が離婚する場合におけるこどもの気持ちを父母に伝え、子どもへの配慮を促すため、パンフレットを作成し、参考書式等とともに離婚届に挟んで配布している。親へのアドバイスや年代別のこどもの気持ちと対応の仕方が提示されており、また、母子・父子家庭への支援策の紹介として医療費の助成、各種手当や相談窓口等が記載されている。

⑥ 親子交流サポート事業の開始

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用してもらう。プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約もすることができる。市内に居住する中学生以下のこどもとの面会交流が対象となる。

⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の試行実施

平成27年1月25日に、未成年のこどもがいて離婚を考えている又は離婚をした父母を対象に、離婚後の子育てに関する講座を試行的に実施した。

3部構成で、第1部は、市職員が養育費と面会交流や児童扶養手当などのこどもを支える行政サービスについて説明した。第2部は、離婚時にこどもが心配しやすいことやそれへの対応のしかたを学ぶため、こどもの気持ちを考えるワークショップ（FAITプログラム）を行った。このプログラムは心理学を専門とする大学教授や臨床心理士らのグループが実施した。第3部は個別相談会で、弁護士職員と臨床心理士が相談に応じた。

◆関係機関との連携

左記のとおり、「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催している。参加者は市の関係部署、法テラス兵庫地方事務所、FPIC 大阪ファミリー相談室、兵庫県弁護士会、兵庫県臨床心理士会、兵庫県社会福祉士会、明石公証役場、弁護士、大学教員である。また、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

◆事業実績

平成26年度における離婚に関する法律相談は148件、子ども養育専門相談は26件である。法テラス窓口への相談件数は900件以上で、うち離婚関連は180件以上である。

「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」は、平成26年2月、5月、8月に開催している。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」には、定員20名を超える応募があり、25名が参加した。

◆周知活動

子ども養育支援事業については、市の広報紙で特集を組んで紹介したり、自治会回覧で周知したりするなどしている。参考書式やパンフレット等の配布物は、すべて市のホームページで公開しており、自由に利用することができる。

◆事業予算

平成26年度の予算は、385,000円である。およそ半分は子ども養育専門相談に関するFPICへの委託料である。

◆事業の効果

参考書式やパンフレットは、未成年のこどもの有無にかかわらず、離婚届に挟んで全員に配布している。市に提出するものではないため、利用状況を具体的に把握することは難しいが、市民からの問い合わせ時や、弁護士による法律相談の際にも説明に利用してもらうなどしており、一定の利用数はあるものと考えている。また、FPIC相談員からは「使いやすい」と評価されている。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」では、参加者から「子どもへの対応を考えるいい機会と

なった」などの感想があり、おおむね好評であった。

他の自治体や各種団体から、こども養育支援事業について、数多く視察や問い合わせを受けている。九州のある自治体や中部のある自治体では、明石市の参考書式を再配布しており、また、関東のある自治体では、明石市の参考書式をもとに作成した書式を配布することを検討している。

◆今後の目標

今後も「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」において必要な支援策を検討し、実施していく予定である。平成27年度には、親の離婚や別居を経験したこどもたちが体験を話し合うことができる「こどもふれあいキャンプ」を実施する予定である。